

治験及び製造販売後調査等の標準業務手順書の細則

2012年1月改訂

宇部興産中央病院 治験審査委員会

(1) 治験関連

- ① 治験依頼者は、契約締結後、速やかに治験薬管理費を支払う。
なお、実施症例数が依頼症例数に達しない場合であっても返金はしない。
- ② 治験薬管理費の最低額は、別表のポイント点数とする。
- ③ 治験依頼者は、治験終了後に実施症例に応じ、治験研究費、間接費(事務費)及び臨床研究コーディネーター費用を支払う。
- ④ 治験実施医師に治験研究費の3割相当分を研究手当として、入金日の翌月の給与支払い時に給与で支払う。
- ⑤ 治験実施医師が複数の場合は、実施症例数に応じて按分する。
- ⑥ 治験研究費のうち、病院収入の7割のうち、3割は職員用研修費等に活用する。
その活用規程は別途定める。

(2) 製造販売後調査関連

- ① 調査依頼者は、調査終了後に実施症例に応じ、調査費用を支払う。
- ② 調査実施医師に契約金額の7割相当分を研究手当として、入金日の翌月の給与支払い時に給与で支払う。
また、CRC支援を申請の場合は契約金額の3割相当分を研究手当として同様に支払う。
- ③ 調査実施医師が複数の場合は、実施症例数に応じて按分する。

平成10年6月3日施行
平成13年10月1日一部改訂
平成15年10月1日一部改訂
平成17年6月1日一部改訂
平成23年1月5日一部改訂